

# 会議参加費規程

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、会員が業務のため会議に参加する場合の費用に関して定める。

(会議参加費の定義)

第 2 条 会議参加費とは、一般社団法人徳島県作業療法士会の代表等として徳島県外で職務を遂行するにあたり、移動・宿泊等が必要なもの及び Web 等にて行う通信会議をいう。

(他団体等からの旅費等支給との調整)

第 3 条 他団体等から旅費等が支払われる場合にあつて、この規程で定める会議参加費規程を満たしていない場合は、満たされていない費用に対して支給する。

(会議参加費の種類)

第 4 条 本規程でいう会議参加費とは次のものとする。なお、本条第 1 号から第 3 号は実費を支払うものとする。

- (1) 会費
- (2) 交通費
- (3) 宿泊費
- (4) 日当
- (5) 懇親会費等

(交通機関)

第 5 条 利用できる交通機関は、鉄道・船舶・飛行機・バス・自家用車とし、タクシー・レンタカーはやむを得ない場合に限り利用するものとする。

## 第 2 章 会議参加費

(交通費の計算)

第 6 条 自家用車を使用する場合は、30 円/km とし、駐車料金は実費を支給する。

2 高速道路を使用する場合は、実費を支給する。

(宿泊費の限度額)

第 7 条 出張による 1 泊当り宿泊費の限度額は 11,000 円とする。

(日当の計算方法)

第 8 条 日当は 1 日につき 3,000 円とし、出発の日から帰着の日までの日数によって計算する。

- 2 Web 等での通信会議にて参加する場合は、参加時間に関わらず 1 日につき 3,000 円とし、参加日数によって計算する。

(懇親会等費の限度額)

第 9 条 懇親会等費の限度額は 5,000 円とし、一次会の費用のみ支給する。

(出張中の事故)

第 10 条 出張中に、負傷・疾病・天災その他やむを得ない事故のため、予定していた日程を超えて滞在したときは、その事情により会長の承認をもって日当および宿泊費の実費を支給する。

(会議参加費の処理)

第 11 条 会議参加費計算書に記載の上、関連部局にて財務処理を行う。

(会議参加報告)

第 12 条 理事会での報告を経て、会議への参加完了とする。

## 附則

(改 廃)

本規程の改廃は、理事会の決議による。

(施 行)

本規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。